

令和7年2月25日（火）より 建築関係申請等のオンライン申請を開始します

土木事務所が受付する建築関係各種申請・届出等について、「みやぎ電子申請サービス」を活用した受付を開始します。

これまで窓口へ直接提出していた申請や届出が、電子申請（インターネット）により365日24時間、パソコンやスマートフォンでの申請が可能になります。

1. 申請可能な手続き

土木事務所の建築部又は建築班が受付する各種申請・届出等が対象です。
対象となる申請・届出内容は裏面をご確認ください。

2. 受付開始日時

令和7年2月25日（火）午前9時

3. ご利用方法

「みやぎ電子申請サービス」にアクセスし、申請・届出先の土木事務所の申請フォームを選択して、申請内容を入力ください。

<https://logoform.jp/procedure/GQGB/1554>

土木事務所の申請フォーム一覧はこちら



4. お問い合わせ

土木事務所	対象地域	電話番号
大河原土木事務所 建築班	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町	0224-53-3918
仙台土木事務所 建築部 建築第一班・建築第二班	名取市、岩沼市、多賀城市、富谷市、亶理町、山元町、大和町、大郷町、大衡村、松島町、七ヶ浜町、利府町	022-297-4347(第一班) 022-297-4348(第二班)
北部土木事務所 建築班	栗原市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町	0229-91-0737
東部土木事務所 建築班	登米市、東松島市、女川町	0225-94-8691
気仙沼土木事務所 建築班	気仙沼市、南三陸町	0226-24-2538

オンライン申請を受付する申請・届出等一覧

関係法令	オンライン申請の種類	オンライン決済機能
建築基準法	建築確認申請・計画通知	○
	中間検査申請	○
	完了検査申請	○
	建築基準法に係る建築許可・認可等の申請	○
	台帳記載事項証明の交付申請	○
	建築基準法に係る各種届出	
	定期調査・検査報告(昇降機以外)	
都市計画法	開発許可、開発協議申請	○
	開発変更許可申請、開発変更協議申請	○
	開発登録簿写しの交付申請	○
	開発行為又は建築等に関する証明書の交付申請	○
	工事完了公告前の建築承認申請	○
	建築物の特例許可申請	○
	予定建築物等以外の建築等の許可申請	○
	建築物の新築、改築若しくは用途の変更の許可申請	○
	地位の承継承認申請	○
	都市計画法の開発許可制度に関する届出、報告	
建築物省エネ法	建築物省エネ法に係る届出	
エコまち法	低炭素建築物新築等計画認定申請	○
	低炭素建築物新築等計画に係る各種報告等	
長期優良住宅法	長期優良住宅認定等申請	○
	長期優良住宅法に係る報告等	
建設リサイクル法	建設リサイクル法届出・通知	
だれもが住みよい福祉のまちづくり条例	だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づく申請等	
耐震改修促進法	耐震改修計画の認定申請・変更認定申請等	
	建築物の地震に対する安全性に係る認定等	

！ 注 意 事 項 ！

- ◆ これまでどおり紙による申請・届出等も受付を継続します。
- ◆ 手数料を必要とする申請をオンライン申請で行う場合、手数料の納付はクレジットカード又はPayPayによる電子納付のみとなります。土木事務所で内容を確認後、手数料納付の案内メールを送付しますので、案内メールに従って手数料を納付してください。
- ◆ 土木事務所が手数料納付を確認した日が申請の受理日となります。土日祝日や閉庁日の申請は、次の開庁日以降で土木事務所が手数料納付を確認した日が受理日となります。